

長浜市における道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第2項第2号の規定に基づく乗合自動車の停留所における旅客の運送の用に供する自動車の停車又は駐車に関する関係者の合意内容については、下表のとおりである。

旅客の運送の用に供する自動車が停車又は駐車をする乗合自動車の停留所の名称	所在地	停車又は駐車をする旅客の運送の用に供する自動車の範囲	最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車が道路又は交通の状況により支障がないものとなるようにするため必要と認める事項	利用期間	関係者
田村駅	滋賀県長浜市田村町 1624番地先	一般乗合旅客自動車運送事業者（近江タクシー株式会社）が行う旅客の運送（一般乗合旅客運送事業（道路運送法第3条第1号イ 区域運行）、「通称まいちゃん号」）の用に供する自動車	最左欄の停留所等を使用している一般乗合旅客運送事業者と運行時刻について、調整を図ること。 最左欄の停留所における左欄の停車又は駐車は、左欄に係る運行時間内に限る。	令和7年8月19日から当面の間	米原市 長浜市 湖国バス株式会社 滋賀県公安委員会 近畿運輸局